

五島市福江総合福祉保健センター使用料等

R4.7～

○会議室等

利用区分 種別	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	冷暖房設備 (1時間につき)
教養娯楽室	1,260円	1,260円	1,900円	520円
	高齢者(60歳以上の者)及び障害者は、無料(冷暖房も無料、付属設備は有料)			
栄養指導室	840円	840円	1,260円	310円
調理実習室	2,720円	2,720円	4,090円	520円
ホー ル	3,140円	3,140円	4,710円	1,260円

- 備考 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料(冷暖房設備を除く。)の3倍とする。
- 2 利用区分を超えて利用したときは、超過した利用区分の使用料を加算する。
- 3 利用区分以外の時間に利用する場合の使用料は、1時間につき、この表の午後5時から午後10時までの欄に掲げる使用料の3割相当額とする。
- 4 利用区分以外の時間に利用する場合において、その時間が30分未満であるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満であるときは1時間として計算する。
- 5 冷暖房設備の利用時間が30分未満であるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満であるときは、1時間として計算する。
- 6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

○附属設備の使用料

器具名	単位	使用料	
		使用区分1回につき	使用区分以外の時間1時間につき
放送機器(教養娯楽室)	1式	520円	160円
放送機器(ホール)	1式	1,570円	420円

備考 利用区分以外の時間に利用する場合において、その時間が30分未満であるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満であるときは1時間として計算する。

○使用料の減免の要件及び減免の率

使用料の減額又は免除を受けようとする者は、福江総合福祉保健センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。(※2～6冷暖房、付属設備は減免しない)

減免の要件	減免の率
1 市が主催する行事又は福祉関係団体(市以外含む)が福祉の向上を目的とする行事に利用する場合	100分の100
2 市内の小学校又は中学校が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100分の100
3 市が共催する行事に利用する場合	100分の80
4 市内の社会教育関係団体及びこれに類する団体がその目的のために利用する場合	100分の50
5 市内の官公署、公益法人その他公益を目的とする団体がその目的のために直接利用する場合	100分の50
6 その他市長が必要と認める場合	100分の30

- 備考 1 月額で定める事務室等の使用料については、減免しない。
- 2 冷暖房設備の使用料及び附属設備の使用料は、減免しない。ただし、この表の第1号に該当する場合は、この限りではない。
- 3 減免の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

○各室の収容人員等

区分	机	イス	最大収容人員	利用人数の上限
教養娯楽室	20	50	60	60
栄養指導室	10	30	30	30
ホー ル	50	200	200	200